令和8年度

米沢市脱炭素先行地域づくり事業補助金
申請の手引き

令和８年９月改訂版

ページ	改訂内容
p.2	「【重要】補助金手続きの適正な執行について」を追加
P.8	「1　申請の流れ」の図に現地調査を追記

【問い合わせ・申請書等提出先】
（事務局）
米沢市役所 3階 市民環境部環境課
住　所：米沢市金池5丁目2-25
電　話：0238-22-5111
メール：kankyo-ka@city.yonezawa.lg.jp

— 目 次 —

【重要】補助金手続きの適正な執行について..2

Ⅰ．はじめに 3

Ⅱ．補助の概要 4

１．補助金の名称・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
２．補助対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
３．補助額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
４．補助対象事業の基本的要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
５．補助対象となる経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

Ⅲ．補助金受領までの流れについて 8

１．申請の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
２．申請書類の準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
３．受付・提出期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
４．設備導入後の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

Ⅳ．そのほか申請に係る事項 10

１．申請の変更・取下げ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
２．補助金の返還となる場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
３．導入した設備の使用期間（法定耐用年数）・・・・・・・・・・・・・・ 10

Ⅴ．既存住宅断熱改修の詳細 11

１．補助率等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
２．補助対象となる設備の交付条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
３．設備の交付要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
４．提出書類チェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

Ⅵ．高効率換気空調設備、高効率給湯器の詳細..........................15

１．補助率等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
２．設備の交付条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
３．提出書類チェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

【重要】補助金手続きの適正な執行について

本補助金は、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）を活用した間接補助事業です。本補助金に申請される方は、本手引きを十分に確認する他、以下の点をご理解の上で、補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただくようお願いします。

1．補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってものその内容に虚偽の記述を行わないでください。

2．交付申請および実績報告の審査にあたっては、補助金受給者に対して必要に応じて現地調査等を実施ます。なお、高効率換気空調設備（エアコン）については、交付申請書受理後の現地調査を必須とし、エコキュート及び断熱改修は必要に応じて現地調査を実施します。

3．②の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る不交付決定または交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額を返還していただきます。

4．補助金に係る不正行為に関しては、補助金適正化法第２９条から第３２条において、刑事罰等を科す旨が規定されています。あらかじめ補助金に関するそれらの規定を十分に理解した上で本補助金の申請手続きを行ってください。

5．補助事業に係る資料（申請書類、市が発行する文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類）は、補助事業完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日が属する年度の終了後５年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。ただし、取得財産等に係る財産管理台帳その他関係書類については、法定耐用年数期間中は保存してください。

Ⅰ.はじめに

米沢市では、2020年10月に、2050年CO_2排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。かけがえのない私達の故郷を未来の世代につないでいくために、市民・事業者の皆様とともに脱炭素社会の実現に挑戦しております。

2025年5月には、国（環境省）が進める「脱炭素先行地域」に米沢市と飯豊町の共同提案が山形県で初めて選定されました。脱炭素先行地域とは、2030年までに民生部門※の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを実現し「実行の脱炭素ドミノ」の全国モデルとなるものです。

※「民生部門」とは、「家庭部門」と「業務その他部門」に大別されます。「家庭部門」は、家庭におけるエネルギー消費に伴う排出であり、「業務その他部門」は、事務所・ビル、商業・サービス施設（飲食店・宿泊施設なども含む）のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出を指します。

【脱炭素先行地域づくり事業 イメージ図】

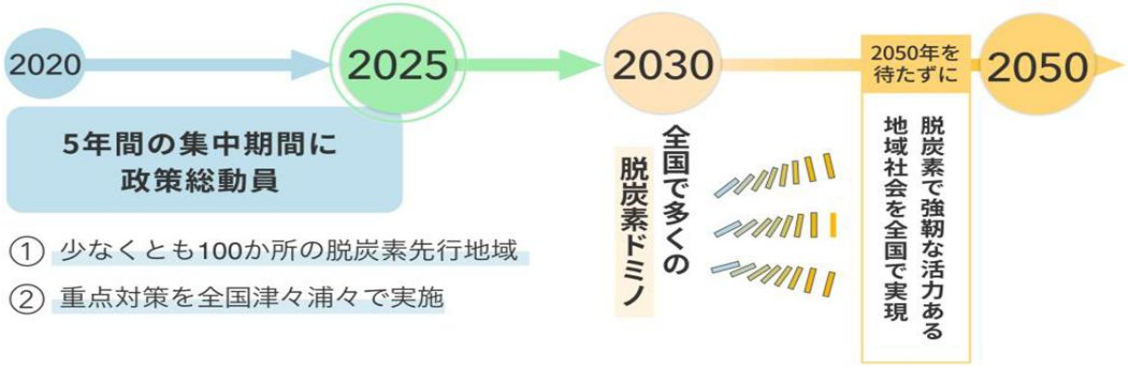

この度、環境省が公募する「脱炭素先行地域」に選定された米沢市の事業計画（以下「市事業計画」という）に対象とする地域（以下「補助対象地域」という。）において、エアコンやエコキュートの導入、断熱改修による脱炭素化を通じた持続可能な地域づくりを目的として、「米沢市脱炭素先行地域づくり事業補助金」の交付を実施します。

本補助金の申請にあたっては、「米沢市脱炭素先行地域づくり事業補助金申請の手引き」（以下「本手引き」という。）及び、関連する以下の資料をよくお読みいただき申請を行ってください。

本補助金は環境省の交付金を活用した補助金であり、年度ごとに予算額の上限があります。（上限額に達した場合はHP等でお知らせいたします。）

＜関連資料＞

- 米沢市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付要綱　（以下、「市要綱」という。）
- 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付要綱（以下、「国交付要綱」という。）
- 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（以下、「国実施要領」という。）
- 国実施要領別紙１　地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業となる事業（先行地域づくり事業）（以下、「国実施要領別紙１」という。）

Ⅱ．補助の概要

1 補助金の名称

米沢市脱炭素先行地域づくり事業補助金

2 補助対象者

本補助金は、以下（1）～（5）の要件をすべて満たす方が対象となります。

（1）補助対象地域内に住民票の登録があり実際に居住する方、または実績報告の期日までに住所を有する見込みのある方（ただし、断熱改修については既存住宅のみ対象）

補助対象地域一覧 （上段：行政区域、下段：町名及び大字名）			
上郷地区	**窪田地区**	**万世地区**	**山上地区**
大字川井 大字竹井 大字木和田 大字長手 大字上新田 大字下新田 大字浅川 大字梓川 アルカディア１丁目	中田町 窪田町窪田 窪田町矢野目 窪田町東江股 窪田町藤泉 窪田町小瀬 塩井町宮井（475番地から510番地まで）	万世町刈安 万世町梓山 万世町牛森 万世町堂森 万世町金谷 万世町片子（※１） 万世町桑山 八幡原１丁目 八幡原２丁目 八幡原３丁目 八幡原４丁目 八幡原５丁目	大字板谷 大字大沢 大字大小屋 大字関根 大字三沢（※２） 大字赤崩 万世町立沢

※１：万世小学校通学区域　※２：旧関根小学校通学区域

（2）設備を導入しようとしている建物を賃貸していないこと

（3）暴力団員でないこと及び暴力団等と関係を有していないこと

（4）本市の市税に滞納がないこと

（5）設置する設備について、国、県又は本市が実施する他の補助金の交付を受けていないこと

3 補助額

補助対象設備	補助率	上限額等
(1) 高効率換気空調機器（エアコン）	2/3 以内	上限 13 万円 ※ECHONET Lite 規格に準拠した設備を導入し、エネルギーマネジメントを行うことが必須。
(2)高効率給湯器（エコキュート）	2/3 以内	上限 33 万円 ※ECHONET Lite 規格に準拠した設備を導入し、エネルギーマネジメントを行うことが必須。
(3)既存住宅断熱改修	2/3 以内	【戸建住宅】上限 120 万円/戸（このうち、玄関ドアは上限５万円/戸） 【集合住宅(個人)】上限 15 万円/戸（玄関ドアを改修する場合は上限 20 万円/戸）

‣ ECHONET Lite 規格とは…

様々な家電製品を通信技術で相互接続する（つなげる）ことができ、この規格を持つ家電製品を活用することで、室内環境等の状況に応じて家電を使用できます。

ECHNET Lite 規格製品かどうかはこちらで**検索**できます。
https://echonet.jp/product/echonet-lite/

‣ エネルギーマネジメントは…

スマートフォンなどを使って自宅の電気の使用状況を確認する、エアコンや給湯器などを外出先から遠隔操作をする、太陽光発電や蓄電池がある場合は、「どの時間帯にどれくらい電力を使うか」などを管理することで、建物のエネルギー利用の効率化を図ることです。

申請パターンの例

‣ 以下の設備を設置する（改修する）場合

導入設備	補助率	事業費	うち補助額	備考
エアコン（１台）	2/3	30 万円	13 万円	
エコキュート（1 台）	2/3	60 万円	33 万円	
断熱改修（窓・ガラス）	2/3	180 万円	120 万円	
合計		270 万円	166 万円	

設置したうえで・・・

電力契約を
再エネ電力に切り替え
２０３０年度まで継続
※おきたま新電力推奨

4 補助対象事業の基本的要件

以下のすべての要件を満たす事業が補助の対象となります。

(1) 導入設備を法令、要綱等に適合して設置すること。
(2) エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
(3) 商用化され、導入実績があるものであること（中古設備は、原則交付対象外）。
(4) 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。
(5) 整備する設備に係る調査・設計等や当該設備の整備に伴う付帯設備等は必要最小限度の範囲に限り交付対象に含めることとする。
(6) 設備を導入する建築物の使用電力を再エネ100％電力にし、令和12年度末まで継続すること。
(7) 建築物の電力使用量データの提出等、本市が実施する調査に協力すること。
(8) 設備導入にあたって、複数見積等により価格比較を行っていること。（見積書の提出は１社分のみで可）
(9) 各家庭１つの対象設備に対しそれぞれ１回限りの補助とする。※例：エアコン２台の申請不可
(10) 法定耐用年数を経過するまでの間、補助金を利用して取得した財産等を、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（破棄を含む。）を行わないこと。
※ 詳しくは、「国実施要領別紙１」をご確認ください。
(11) 全ての対象設備について、施工業者は米沢市内に本社がある事業者とします。
断熱改修は事前に公募した事業者とします。
※インターネット等で購入した機器は対象外です。

断熱改修の公募事業者は
市 HP をご確認ください。

5 見積書・請求書の注意事項と補助対象となる経費について

（1）見積書・請求書の注意事項について

◆見積書や請求書は、補助対象となる経費のみのものを作成してください。その際には、下記の区分・費目・細分に該当する費用が分かる形の内訳書を添付してください。
（補助対象外となる経費に関する工事の見積書等の提出は不要です。）

◆消費税及び地方消費税に相当する額を含めます。

内訳書の注意事項

【合計金額】 補助対象となる工事に要する金額全額を記載し、補助対象外となる工事とは分けてください。

【処分費等】 設備の更新のように、既存設備の取り外し・処分が新設の設備の設置にやむを得ず必要である場合には、必要最小限度の範囲の取り外し・処分費用に限り、交付対象となります。加えて、更新ではなく新規の設備設置の場合は、必要最小限度の範囲の処分費用は交付対象となります。
ただし、アスベストの調査費用や家電リサイクル法に係るリサイクル料金は交付対象外となります。ご注意ください。

【費　　目】 上記の表を確認し、補助対象となる経費の費目に分けて記載してください。

【諸経費等】 工事費に一定の割合をかけて算出する諸経費（一般管理費など）についても、交付対象の費用で計上したものを見積書や請求書に記載することが必要となります。

（2）補助対象となる経費

以下に該当する経費が補助の対象となります。詳細は「国実施要領別表第１」をご参照ください。設備販売店や設置業者へ見積作成を依頼する際は、下記を参照し、明細内訳が分かるよう作成依頼してください。

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金などの人件費を言う。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ① 特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ② 水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③ 機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）））
	本工事費 （間接工事費）	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。

			① 機械器具等の運搬、移動に要する費用 ② 準備、後片付け整地等に要する費用 ③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④ 技術管理に要する費用 ⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事（交付要件に定める柵塀に係る工事を含む）に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、酌量、運搬、裾付け、撤去、修繕及び制作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、裾付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作試験及び検証に要する経費をいう。 PPA契約やリース契約等により実施される場合、事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を含むものとする。
事務費	事務費		事業を行うために直接費必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。

Ⅲ．補助金受領までの流れについて

1　申請の流れ

補助金の申請に係る手続きの主な流れは、下記の通りとなります。

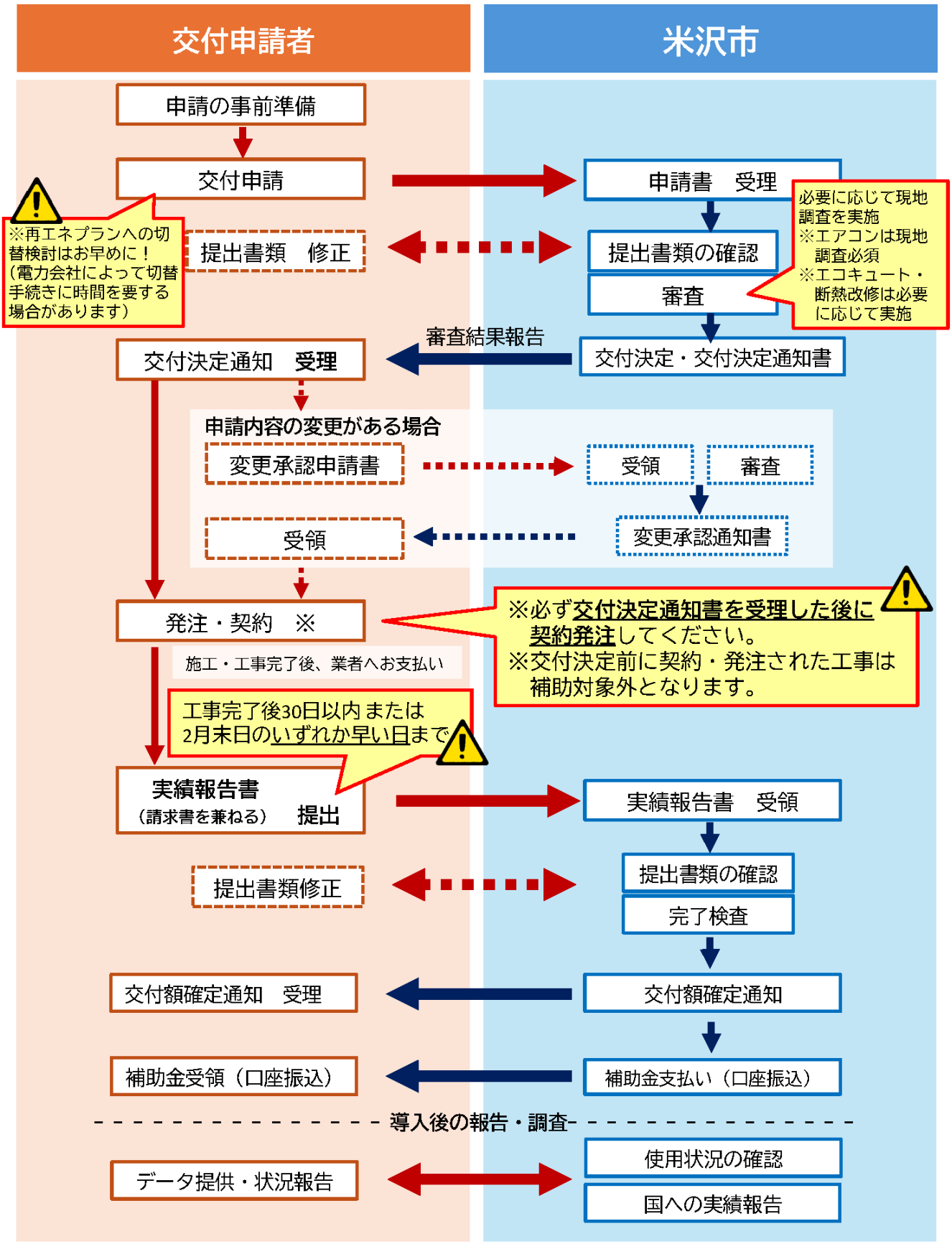

２ 申請書類の準備

（1）申請に係る必要書類

申請に必要な書類は対象設備ごとに異なるため、設備ごとのページをご確認ください。

（2）書類の提出先

（事務局）米沢市役所　環境課　カーボンニュートラル推進室

住　所：米沢市金池５丁目2-25

電　話：0238-22-5111

メール：kankyo-ka@city.yonezawa.lg.jp

３ 受付・提出期間

（1）交付申請

交付申請をする日の属する年度の１月末まで。

※提出書類が揃っていない場合（内容の訂正を除く）は受理できませんので、提出書類チェックリストを十分ご確認の上申請してください。

交付決定日以前に着手（発注、契約、購入、設置、支払い）されたものについては、補助金の交付対象となりませんのでご注意ください。

（2）実績報告（※補助金の請求を兼ねます）

報告期限は、次の①②のうちいずれか早い日

① 工事完了後３０日以内

② 交付申請をする日の属する年度の２月末日

報告期日を厳守してください。

※実績報告に合わせて、補助金の振込先口座情報、通帳の写し又はキャッシュカードの写しを添付し、事務局までご提出ください。

※申請者以外を振込先とする場合（同居家族のみ可）、委任状欄も記入

以下が確認できる部分の写しをご提出ください。

・口座名義人　・金融機関名、店名

・預金の種類　・口座番号

４ 設備導入後の責務

設備の導入後から法定耐用年数を経過するまでの間、環境省への実績値の報告等を目的に、導入した設備の稼働量データ（発電量及び充放電量）及び設備を導入した建築物の電力使用量データの提出を通じ、市が行う調査等に対して協力いただく必要があります。

Ⅳ．そのほか申請に係る事項

１　申請の変更・取り下げ

（1）申請の変更について

以下の項目以外について補助対象事業の計画を変更する場合は、変更承認申請書をご提出ください。変更承認申請書の提出が必要か不明な場合は電話等でご相談ください。

―――変更承認申請書の提出が不要な項目―――

① 補助金の交付決定額に影響を及ぼすことがないもの
② 補助対象事業の趣旨を変更するものではない事業計画の細部の変更
③ その他市長が軽微な変更と認める事項

（2）申請の取下げについて

交付金申請の取下げを行う場合は、補助金の交付決定通知の日から10日以内に事務局まで取下申請書を提出してください。

２　補助金の返還となる場合

申請者が次のいずれかに該当したときは、補助金の全部又は一部を返還となる場合があります。

（1）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）「市要綱」第３条第２項各号に該当したとき。

① 補助対象地域に住所を有しない方、かつ実績報告書の提出期日までに補助対象地域に住所を有す見込みがない方
② 設備を導入しようとする建物を賃借している方
③ 米沢市暴力団排除条例（平成２４年米沢市条例第１号）第２条第１号に規定する暴力団、同条３号に規定する暴力団員等及びこれらと社会的に非難されるべき関係を有する方
④ 本市に納付すべき税を滞納している方
⑤ 設置する設備について他の法令等又は予算制度に基づき国、県又は本市が実施する他の補助金の交付を受けている方
⑥ 上記のほか、補助金を交付することが適当でないと市長が認める方

３　導入した設備の使用期間（法定耐用年数）

本補助金により取得した財産（設備）には、処分制限期間（撤去・廃棄・譲渡などができない期間）が存在します。原則として、設備ごとに定められている法定耐用年数の期間は、処分制限期間となります。法定耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）で定める期間となります。詳細は、国税庁HPなどをご参照ください。

（参考）国税庁HP：https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2100.htm

補助対象設備	法定耐用年数
高効率換気空調機器（エアコン）	６年
高効率給湯機器（エコキュート）	６年
既存住宅断熱改修	個別に判断

V. 既存住宅断熱改修の詳細

1 補助率等

３分の２以内

高性能建材（ガラス・窓・断熱材・玄関ドア）

戸建住宅　　：上限120万円／戸（このうち玄関ドアは上限５万円／戸）

集合住宅(個人)：上限15万円／戸（玄関ドアを改修する場合は上限20万円／戸）

2 補助対象となる設備の要件

（1）ガラス・窓・断熱材

導入する製品については環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅の断熱リフォーム支援事業）」、改修する居室等と部位については、同事業のエネルギー計算結果早見表※を参考にすること。

※ 補助対象製品の詳細については、公益財団法人北海道環境財団HPをご覧ください。

（参考）補助対象製品一覧

https://ekes.jp/

補助対象製品一覧

・最低改修率以上になることを「改修率算定シート」で確認の上、申請をお願いします。
・「改修率算定シート」の様式（Excel）は市 HP に掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

※ エネルギー計算結果早見表

断熱部位数	断熱改修の部位				最低改修率「地域区分４」
	天井 ※改修率に関わらず全て改修	外壁	床	窓・ガラス	
４部位	天井	外壁	床	窓の改修、ガラスの改修	２５％
３部位	天井	外壁		窓の改修、ガラスの改修	２５％
	天井	外壁	床		２５％
		外壁	床	窓の改修、ガラスの改修	２５％
	天井		床	窓の改修、ガラスの改修	２５％
２部位	天井	外壁			２５％
	天井		床		２５％
	天井			窓の改修、ガラスの改修	２５％
		外壁		窓の改修、ガラスの改修	４０％
		外壁	床		４０％
			床	窓の改修、ガラスの改修	４０％
１部位				窓の改修	１００％

以下の計算方法で計算した改修率が、最低改修率以上であることが交付の要件となります。

$$\text{改修率（\%）} = \frac{\text{補助対象となる部屋の床面積の合計（㎡）}}{\text{住宅の延べ床面積（㎡）}} \times 100$$

(2) 玄関ドア

① 本事業におけるガラス・窓・断熱材と同時に改修する場合のみ玄関ドアを補助対象とする。

② 市場投入され一般的に入手できる製品であること。

③ 欄間付き、袖付きは補助対象外とする。

④ できるだけ開口部の少ない玄関ドアへ改修することが望ましい。

⑤ 次のいずれかア～ウの要件を見たすこと。

ア 熱貫流率が4.7W/(㎡・K)以下であること。

イ 戸と枠の組み合わせが下表のとおりであること。

ウ 建具内部の断熱材の使用からア又はイと同程度の性能と判断できること。この場合、根拠となる資料を提出してください。

戸 ＼ 枠	金属製高断熱フラッシュ構造(複層ガラス又はガラスなし)	金属製断熱フラッシュ構造(複層ガラス又はガラスなし)	金属製フラッシュ構造(複層ガラス又はガラスなし)	金属製ハニカムフラッシュ構造(複層ガラス又はガラスなし)	金属製又はその他(複層ガラス又はガラスなし)
金属製熱遮断構造	○	○	○	○	×
樹脂と金属の複合材料製	○	○	○	○	×
金属製又はその他	○	○	○	○	×

3 設備の交付要件

① 既存の住宅の改修であること。新築は不可。

② 併用住宅の場合、店舗・事務所等部分は対象としない。

③ 事業実施主体自身が常時居住する住宅であること（住民票の写しに示す人物と同一であること）。ただし、改修後に居住予定の場合は、改修後に当該住宅に居住し、住民票の写しの提出により同一人物であることを確認すること。

④ 事業実施主体自身が所有している住宅であること。ただし、今後所有予定の場合は、当該住宅を所有後、登記事項証明書の写しを確認すること。

⑤ 集合住宅に居住しない所有者（大家、買取再販事業者等）の申請は対象外。

⑥ 居間又は主たる居室（就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等）を中心に改修すること。

⑦ 導入する断熱材及び窓・ガラスは、原則、改修する居室等の外皮部分（外気に接する部分）全てに設置・施工すること。

⑧ 玄関外皮の窓を改修する場合、玄関ドアと一体でない窓・ガラスは改修すること。ただし、玄関ドアと一体不可分な開口部（袖ガラス・欄間ガラス等）は改修の対象外としてもよい。

⑨ 断熱材及び窓・ガラスを改修する場合は、原則、外皮部分（外気に接する部分）のみ交付対象とする。

4　提出書類チェックリスト（断熱改修）

必要書類		注意事項	チェック
交付申請のとき	**交付申請書**		
	交付申請書	※様式、記入例あり	
	添付書類		
	見積書の写し	※補助対象経費のみで作成し、設備ごとに事業費を区分し、内訳を明記してください。 ※処分費を補助対象経費とする場合は、機器等の個数や部材数が明記されているもの。	
	現住所地の納税証明書		
	登記事項証明書の写し		
	設計図、平面図等	※整備する箇所が分かるもの。 ※補助対象となる部屋の床面積及び住宅の延べ床面積が分かるもの。	
	改修率算定シート及び改修に用いる断熱材、建材等の製品に係るメーカー、型式及び性能が確認できる書類	※「改修率算定シート」の様式（Excel）は市HPに掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。	
	改修箇所に係る施工前の写真		
	その他市長が必要と認める書類		
	お願い　再エネ100%電力への切替の事前確認、交付決定通知後すぐの切替手続きをお願いします。電力会社によって切替手続きに時間を要するため、実績報告時の書類提出（及びその後の補助金支払い）が遅れてしまいます。		
実績報告のとき	**実績報告書**		
	実績報告書	※様式、記入例あり	
	添付書類		
	補助対象事業に係る支出を証する書類（内訳も明記）の写し	※補助対象事業に係る経費の内訳が明記されていない場合は、補助対象事業に係る経費の内訳書類又はこれに代わるものも添付。 ※処分費を補助対象経費とする場合は、機器等の個数や部材数が明記されているもの。 （例）領収書＋内訳明細書	
	住民票の写し	※申請後に転居した者に限る。	
	登記事項証明書の写し	※申請後に転居した者に限る。	
	契約書の写し	※交付決定通知日以降の契約日であることの確認ができるもの。	
	施工中及び施工後の写真	※導入の前後で同じ位置から撮影したもの。	

次ページに続きます

	設備を導入する建築物の使用電力を再エネ100％電力にしたことを証する書類	※契約した小売電気事業者名、プラン名及び契約日が確認できるもの。 ※当該書類が実績報告の提出期日に間に合わない場合は、事前にご相談ください。 （例）電気事業者から送付された契約内容通知書	
	交付申請時から変更がある場合にあっては、導入設備の実際の設置図	※平面図、機器配置図、システム系統図、単線結線図等の補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できる書類又はこれに代わるもの。	
	【処分費を補助対象とする場合】 ・処分にかかる内訳の明細書類 **・マニフェスト（産業廃棄物管理票）**	※明細に記載の内容で最終的に処分されているか確認できた場合のみ補助対象。	
	通帳等の写し	※振込先の口座名義人（フリガナ）、金融機関名、店名、預金の種類、口座番号が記載されているもの。	
	その他市長が必要と認める書類		

Ⅵ. 高効率換気空調設備、高効率給湯器の詳細

1 補助率・上限

補助率	３分の２以内	上限	高効率換気空調設備（エアコン）：上限13万円
			高効率給湯器（エコキュート）　：上限33万円

2 設備の交付要件

① 従来機器より省CO2効果が得られること。

② 省エネ基準達成率 が100%以上であること（メーカーカタログ参照）。

③ ECHONET Lite規格に準拠した設備を導入し、導入機器を調整力として活用しエネルギーマネジメントを行うこと。

3 提出書類チェックリスト（エアコン、エコキュート）

	必要書類	注意事項	チェック
交付申請のとき	**交付申請書**		
	交付申請書	※様式、記入例あり	
	添付書類		
	見積書の写し	※補助対象経費のみで作成し、設備ごとに事業費が区分でき、内訳が明記されたもの。 ※処分費を補助対象経費とする場合は、機器等の個数や部材数が明記されているもの。	
	現住所地の納税証明書		
	設計図、平面図等	※整備する箇所が分かるもの。	
	設備の仕様書又はカタログ	※メーカー、型番、性能等が分かるもの。	
	買替前の設備の仕様書又はカタログ若しくはこれに代わるもの		
	買替前の設備の写真	※メーカー、型番等が分かるもの。 ※写真添付台紙の様式がありますので、ご活用ください。	
	CO_2排出削減量算定シート	※省CO_2効果を証明する書類として提出 ※「CO_2排出削減量算定シート」の様式（Excel）は市HPに掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。	
	その他市長が必要と認める書類		
	お願い　再エネ100%電力への切替の事前確認、交付決定通知後すぐの切替手続きをお願いします。電力会社によって切替手続きに時間を要するため、実績報告時の書類提出（及びその後の補助金支払い）が遅れてしまいます。		
実績報告のとき	**実績報告書**		
	実績報告書	※様式、記入例あり	

次ページに続きます

	添付書類		
	補助対象事業に係る支出を証する書類（内訳も明記）の写し	※補助対象事業に係る経費の内訳が明記されていない場合は、補助対象事業に係る経費の内訳書類又はこれに代わるものを添付。 ※処分費を補助対象経費とする場合は、機器等の個数や部材数が明記されているもの。 （例）領収書＋内訳明細書	
	住民票の写し	※申請後に転居した者に限る。	
	契約書の写し	※交付決定通知日以降の契約日であることの確認ができるもの。 ※請書等の簡易的なものでも可。	
	設備の導入後の写真	※導入の前後で同じ位置から撮影したもの及び設備の型式がわかるもの。 ※写真添付台紙の様式がありますので、ご活用ください。	
	設備を導入する建築物の使用電力を再エネ100％電力にしたことを証する書類	※契約した小売電気事業者名、プラン名及び契約日が確認できるもの。 ※当該書類が実績報告の提出期日に間に合わない場合は、事前にご相談ください。 （例）電気事業者から送付された契約内容通知書	
	交付申請時から変更がある場合にあっては、導入設備の実際の設置図又はこれに代わるもの	※平面図、機器配置図、システム系統図、単線結線図等の補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できる書類	
	【エアコン更新の場合のみ】 旧エアコンの家電リサイクル券の写し	※旧エアコン処分の際の「家電リサイクル券排出者控え」の写しをご提出ください。 ※再利用等により処分しない場合（リサイクル券の写しがない）場合は、実績報告書のに「先行地域内では使用しない」旨を記入 *（記入例）* *更新前のエアコンは先行地域外で再利用します。（署名）*	
	【処分費を補助対象とする場合】 ・処分にかかる内訳の明細書類 **・マニフェスト（産業廃棄物管理票）**	※明細に記載の内容で最終的に処分されているか確認できた場合のみ補助対象。	
	通帳等の写し	※振込先の口座名義人（フリガナ）、金融機関名、店名、預金の種類、口座番号が記載されているもの。	
	その他市長が必要と認める書類		